委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月21日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事·市区町村長等 | |
|------------------------------|--|----------|
| | ○ 知事 | ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 山口県 | |
| 3. 市区町村名 | 山口市 | |
| 4. 届出番号 | 8 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-5 | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/8/24434.html | |

執行機関名 山口市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用 具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|------------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの | 山口市日中一時支援事業実施要綱(平成18年10月1日制定)による障がい者及び 障がい児の日中一時支援に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分 | | 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山口市条例第61号)別表第1の8の項山口市日中一時支援事業実施要綱(平成18年10月1日制定)による障がい者及び障がい児の一時支援に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条 | 山口市地域生活支援事業実施要綱(平成18年10月1日制定)第3条第6号 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | を含むために必要な事業を行うものとし、次の各方に掲げる事業を行うものとする。 (6) 日中一時支援事業 ア 目的 <u>障がい者等</u> が居宅において介護を受けることのできない場合に <u>障がい者等</u> の日中 における介護及び活動の場を確保し、もって <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 山口市地域生活支援事業実施要綱(平成18年10月1日制定) 山口市日中一時支援事業実施要綱(平成18年10月1日制定) |